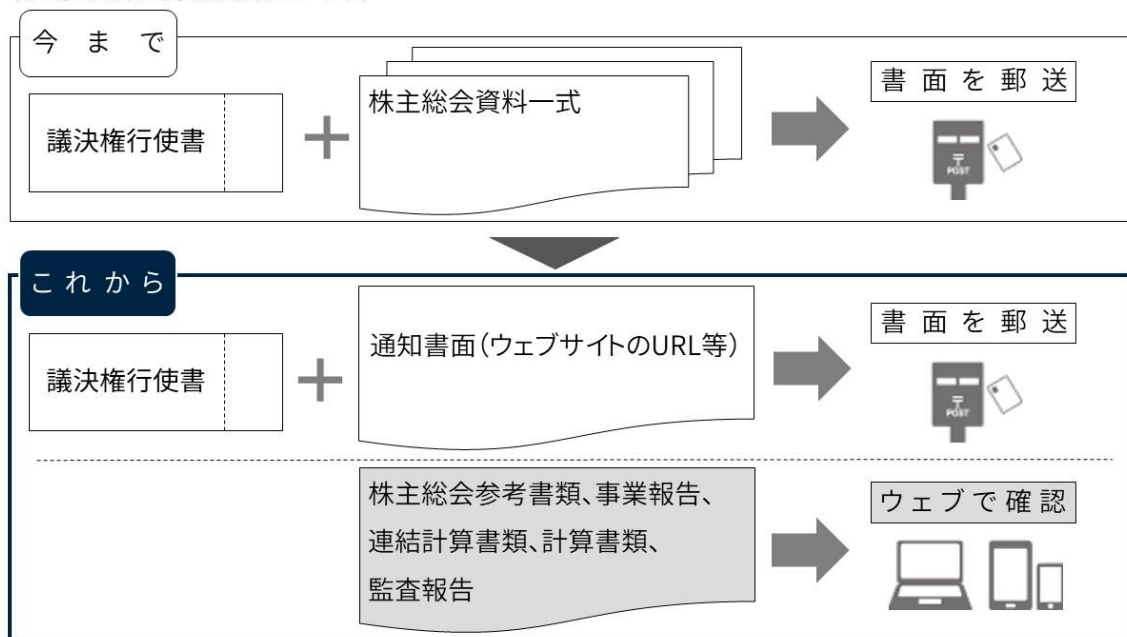


株主総会資料の電子提供制度について

会社法の改正により、株主総会資料の電子提供制度が始まりました。本制度においては、株主総会資料のご送付に代えて、株主総会の日時・場所・目的事項・株主総会資料の掲載されているウェブサイトのURLなどが記載された通知書面のみを株主様にご送付し、株主様は、原則として、当該ウェブサイトアクセスすることで株主総会資料をご覧いただくことになります。議案に関する情報(株主総会参考書類)、事業報告、連結計算書類、計算書類、監査報告について書面でのお受け取りをご希望される株主様は、書面交付請求のお手続きをお願い申し上げます。

株主総会資料の電子提供制度イメージ図



書面交付請求のお手続きについて

書面交付請求のお手続きをご希望の株主様は、議決権行使基準日まで(6月開催の定時株主総会の資料一式を書面でお受け取りになられたい場合、その年の3月31日まで)に、口座のある証券会社、または当社株主名簿管理人である三井住友信託銀行で書面交付請求のお手続きをお済ませください。

三井住友信託銀行株式会社 専用コールセンター

電話 0120-533-600(フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00(土日休日を除く)

[電子提供制度についてのご案内\(会社法の一部改正\)\(外部サイトにリンクします\)](#)

よくあるご質問

Q1.株主総会資料が電子提供されるようになりましたが、書面交付請求をしていない場合は、いつ、何が届くのですか。

A1.

書面交付請求をされていない単元株主様には、株主総会の3週間程度前に、①議決権行使書、②株主総会の開催日・場所・目的事項・株主総会資料が掲載されているウェブサイトの URL 等が記載された書面が郵送されます。

郵送されない事業報告や計算書類などの内容は、郵送書面に記載の下記当社ウェブサイト等にアクセスのうえ、ご確認ください。

<https://www.mazda.com/ja/investors/stockinfo/meeting/>

Q2.書面交付請求をすると送付される資料は何ですか？

A2.

書面交付請求をされた単元株主様には、書面交付請求をされていない単元株主様に郵送される書面(A1 をご確認ください)に加え、議案に関する情報(株主総会参考書類)、事業報告、連結計算書類、計算書類、監査報告が記載された書面が郵送されます(電子提供制度が開始される前にお届けしていた書面と同様のものが郵送されます)。

Q3.書面交付請求に申し込み期限はありますか。

A3.

議決権行使基準日(毎年3月31日)までに、口座のある証券会社、または三井住友信託銀行で書面交付請求のお手続きをお済ませください。

Q4.書面交付請求をしていません。議決権行使はこれまで通り郵送で行えますか。

A4.

A1 に記載のとおり、議決権行使書を郵送いたしますので、これまで通りに議決権行使が可能です。

Q5.書面交付請求は毎年しなければなりませんか。

A5.

毎年行っていただく必要はございません。3月31日までにお手続きを済まされた場合、その年の6月に開催される株主総会以降、A2 に記載の書面をお受け取りいただけます。

以上